

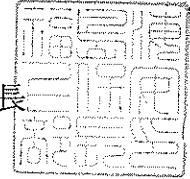


部長公示第1号

平成11年9月17日付け部長公示第3号による「相馬港3号埠頭築造工事に伴う航泊禁止について」は、工事が完了するため、平成23年3月17日午前零時から、これを解除する。

平成23年3月1日

福島海上保安部長



140° 58' E

37° 51' N

4 (RL t)

沖防波堤

小名浜海上保安部長公示第1号
(平成11年5月11日)による、航泊禁止区域

相馬港南防波堤灯台

基点

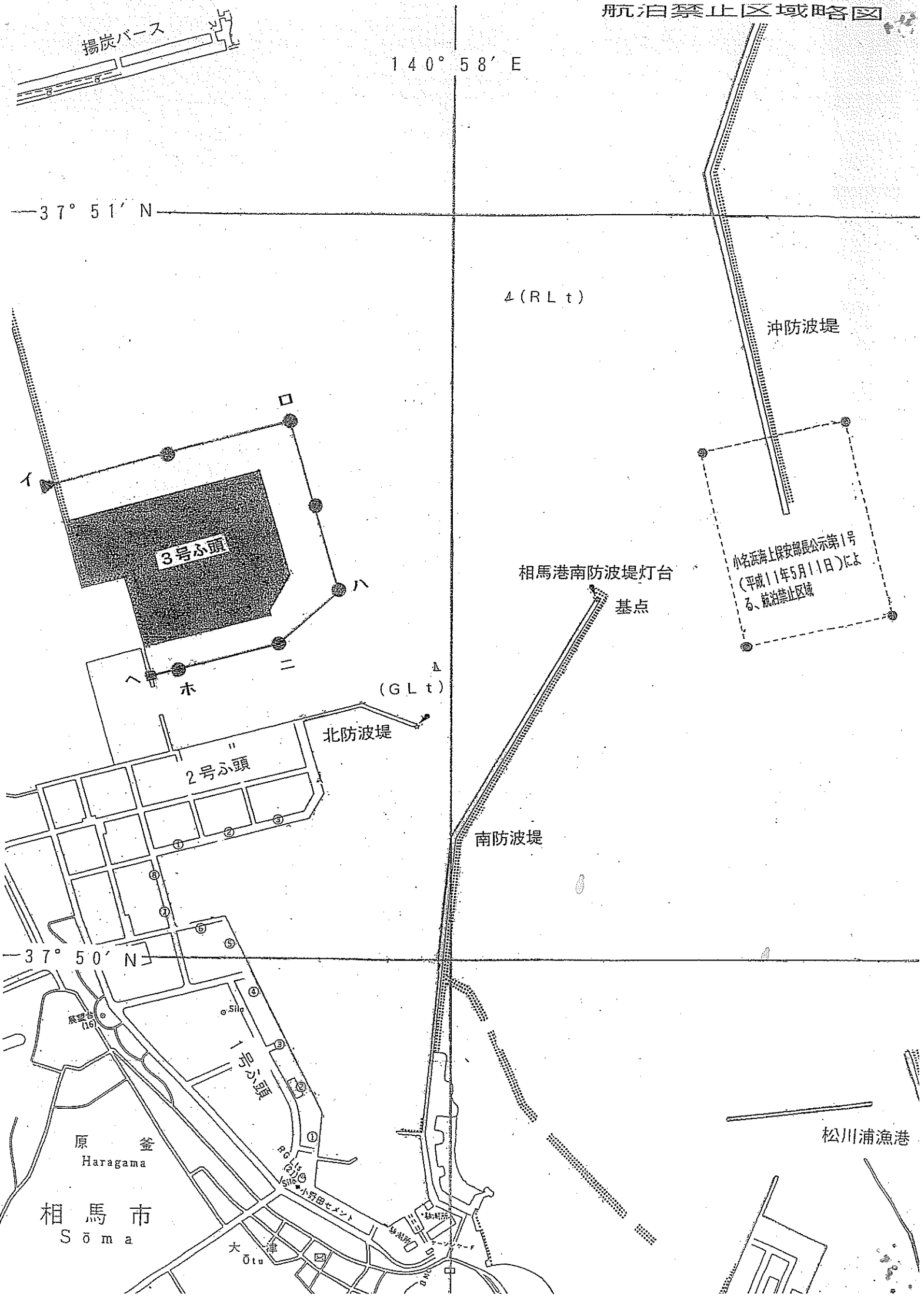
(GL t)

北防波堤

南防波堤

37° 50' N

松川浦漁港

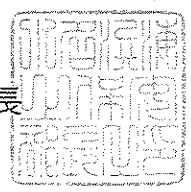


小名浜海上保安部長公示第3号

港則法第37条第1項及び第37条の3の規定により、相馬港において、次のとおり船舶の航泊を禁止したから、第37条第2項の規定により公示する。

平成11年9月17日

小名浜海上保安部長



相馬港3号埠頭築造工事に伴う航泊禁止について

相馬港内において、3号埠頭築造工事が行われるため、下記により一般船舶の航泊を禁止する。

記

1. 航泊禁止期間

平成11年9月27日から当分の間

2. 航泊禁止区域

次の各点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

基点	相馬港南防波堤灯台
イ点	基点から真方位282度1, 375メートル
ロ点	イ点から真方位75度 602メートル
ハ点	ロ点から真方位165度 440メートル
ニ点	ハ点から真方位228度 202メートル
ホ点	ニ点から真方位255度 240メートル
ヘ点	ホ点から真方位255度 90メートル

3. 標識等

イ～ホ（ハ点を除く）の各点及びイ点とロ点の中間点、ロ点とハ点の中間点には各々灯浮標または標識灯（陸上部）〔塗色：黄色、灯質：黄光毎5秒1閃光、光達距離7.5km〕が設置され、またハ点には、右舷標識を兼ね、赤色の灯浮標〔塗色：赤色、灯質：赤光毎5秒1閃光、光達距離7.5km〕が設置される。

なお、標識灯は全て同期点滅となっている。

相馬市 Sōma

大津

原釜 Haragama

小野田セメント